

所得限度額、控除額

業務	特別児童扶養手当、福祉手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、重症心身障害児（者）手当、重度医療・精神医療			
	扶養人数	対象者本人 (特別児童扶養手当は受給者本人)		配偶者又は扶養義務者
		特別児童扶養手当	左記以外	
所得限度額	0人	4,596,000円	3,604,000円	6,287,000円
	1人	4,976,000円	3,984,000円	6,536,000円
	2人	5,356,000円	4,364,000円	6,749,000円
	3人	5,736,000円	4,744,000円	6,962,000円
	4人	6,116,000円	5,124,000円	7,175,000円
	(一人当たり加算)	380,000円	380,000円	213,000円
	限度額加算 (老人扶養・特定扶養)	100,000円×老人扶養数(控除対象配偶者含む)+ 250,000円×特定扶養親族数	60,000円×老人扶養数 (当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族)	
控除額	雑損控除	住民税の雑損控除額		
	医療費控除	住民税の医療費控除額		
	小規模企業共済等掛金	住民税の小規模企業共済等掛金控除額		
	配偶者特別控除	住民税の配偶者特別控除額		
	社会保険等控除	住民税の社会保険等控除額 特別児童扶養手当は80,000円	80,000円	
	障害者、寡婦(夫)控除	270,000円×(普通障害者扶養数+寡婦一般+寡夫+勤労学生) (特別児童扶養手当は本人普通障害者含む)	270,000円×(普通障害者扶養数+寡婦一般+寡夫+勤労学生+本人普通障害者)	
	特別障害者	400,000円×(特別障害者扶養数+本人特別障害者(特別児童扶養手当のみ))+350,000円×寡婦特別	400,000円×(特別障害者扶養数+本人特別障害者)+350,000円×寡婦特別	
老年者控除	H18年度より老年者控除が廃止されたため0円			